

山形県農業農村整備事業委託業務等に係る

プロポーザル方式ガイドライン

---

【公募型・指名型プロポーザル方式】

平成27年4月

山形県農林水産部農村整備課

# 1. プロポーザル方式の概要

---

## 1-1 はじめに

建設コンサルタント業務においては、ある設計基準等に従えば一定の品質が保証される定型業務と、不確定な条件に対してコンサルタントとして高度な技術と豊かな経験が無ければ品質を保証できない非定型業務がある。山形県農林水産部農業農村整備事業では、定型業務については価格競争により、非定型業務については指名型プロポーザル方式の試行により実施してきたところであるが、より競争性、透明性を確保するため公募を導入し、新たに「山形県農林水産部農業農村整備事業委託業務等プロポーザル方式実施要領」を定めたことから、その適切な運用を図ることを目的として作成したものである。

## 1-2 プロポーザル方式の考え方

プロポーザル方式は、業務の内容が技術的に高度な業務又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる業務について、価格競争ではなく、技術提案の競争により目的達成に最適な者を特定し、~~会計法第29条の3第4項~~ **地方自治法施行令第167条の2第1項第2号**に基づく随意契約により特定された者と契約を行うものである。

特徴として、業務に対する技術力、実績を求め、実施方針や課題解決方法等の提案を審査し「設計者」を選定する方式である。

## 1-3 公募等の取扱い

プロポーザル方式については、技術提案を広く求め、技術面での競争性の促進による潜在的な企業の掘り起こしや、従来、競争性のない随意契約を行うこととしてきた業務について、競争性及び透明性を確保するため「公募」を標準とする。

## 1-4 同種類業務の基本的な考え方

### (1) 考え方

考え方は下記のとおりとする。

- ①「同種業務」とは、一般的な技術体系の中で、発注する業務内容から鑑みて、同種の技術内容によって行われた業務とする。
- ②「類似業務」とは、一般的な技術体系の中で、発注する業務内容から鑑みて、類似の技術内容によって行われる業務とする。
- ③「同種業務」又は「類似業務」の実績は、国、都道府県、政令市の実績について評価する。（なお、市町村、土地改良区の実績についても、上記と同等のものについては評価する）

## 2. 提案書の提出者に要求される資格要件

### (1) 技術提案書の提出者

#### ① 基本的要件

- 1) ~~予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条~~  
**地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項**の規定に該当しない者であること。
- 2) 山形県における平成〇〇年度〇〇【〇〇には「土木関係建設コンサルタント業務」「地質調査業務」「測量」のうちいずれかを記載する。】に係る、山形県入札参加資格者名簿に登載されていること。
- 3) 山形県から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- 4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、山形県発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

#### ② 技術提案書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

##### 1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a) 親会社と子会社の関係にある場合
- b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

##### 2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし1)については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

### (2) 配置予定技術者

#### ① 配置予定管理技術者

配置予定管理技術者については下記の条件を満たす者であることとする。

##### 【特記仕様書の記載内容と整合を図ること】

技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木又は当該業務に該当する技術部門の選択科目）、農業部門（農業土木）又は当該業務に該当する技術部門の選択科目）、農業土木技術管理士、畑地かんがい技士（当該業務部門に限る）、測量士（測量業務）、農業水利施設機能総合診断士（農業水利施設システムの総合的な機能診断業務）、農業水利施設補修工事品質管理士[コンクリート構造物分野]（農業水利施設補修工事（コンクリート構造物）の設計業務）、農業農村地理情報システム技士（地理情報システムに関する業務）、土地改

様式 6 - 1（共通様式）

〇〇〇 第 号  
平成〇年〇月〇日

<非特定者あて>

会社名

代表者名 様

各総合支庁長 〇〇〇〇〇 印

### 非特定通知書

平成〇年〇月〇付けで貴社から提出のあった次の業務の技術提案書については、下記の理由により特定しなかつたので通知します。

業務名： \_\_\_\_\_

#### 記

#### 1 非特定理由

貴社の技術提案書については、評価の着目点のうち、〇〇及び〇〇において他者が優位であると判断したため、非特定としたものです。

評価結果は別紙「評価結果表」のとおり。

#### 2 非特定理由の説明

非特定と通知された方は、この通知をした日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に、書面（様式自由）により非特定理由についての説明を求めることができます。なお、上記に係る書面の受付窓口及び受付時間等は、次のとおりです。

##### (1) 書面の受付窓口及び受付時間

ア 受付窓口： 〇〇課〇〇係 郵便番号 住所 電話番号

イ 受付時間： 休日を除く毎日、午前〇時から午後〇時まで

(2) 書面の提出方法：持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 回答の期限：受付期限の翌日から起算して ~~10~~ 7日以内に書面により回答します。